

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社に雇用された後、B所在のC会社に転属して、約〇年間路線バスの運転手として勤務していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診したところ、「器質性狭心症、急性心不全、急性心筋梗塞」（以下「旧傷病」という。）と診断されて加療し、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）となった。

監督署長は、平成〇年〇月〇日に、旧傷病を業務上の事由によるものと認めた。

- 3 請求人は、治癒後障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。
- 4 その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、陳旧性心筋梗塞等と診断されたことから、旧傷病の再発によるものであるとして、休業補償給付を請求したが、監督署長は再発とは認めず、これを支給しない旨の処分をしたため、請求人は、審査請求、再審査請求をしたものの、いずれも棄却されたので、取消訴訟を提起した。
- 5 さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に入院し、「急性心不全、陳旧性心筋梗塞」と診断されて療養を続けた。
- 6 本件は、請求人が、旧傷病が再発したものであるとして、同日から平成〇年〇

月○日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は再発とは認めず、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

7 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がなかったことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、本件処分の取消しを求めて本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

（略）

#### 2 原処分庁

（略）

### 第4 争 点

平成○年○月○日に診断された請求人の疾病が、旧傷病の再発によるものと認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

#### 1 前提事実

（略）

#### 2 当審査会の判断

（1）労災保険制度における再発とは、いったん治癒の状態に至った業務上の事由による傷病が、その自然経過の中で再び発症した場合において、①現在の傷病と先の傷病との間に相当因果関係が認められること、②先の傷病治癒時の状態と比較して、その症状が増悪していること、③治療効果が期待できるものであることの要件を全て満たしていることが必要であるとされていることから、以下、これらの要件に照らし検討する。

（2）当審査会において、本件における医学的見解を含む一切の記録を改めて精査したところ、本件疾病の発症原因や症状経過に係る医学的見解は、以下のとおりである。

D病院E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年

○月○日心不全で入院した際、検査の結果、冠動脈狭窄が認められた。平成○年○月○日の冠動脈造影検査によると、右冠動脈#4PDは完全閉塞に進行し、左冠動脈前下行枝はステント入口部を中心に90%狭窄し、回旋枝#13はステント入口部から末梢まで閉塞を認めた。これらの血管病変の主な原因は、ステント留置部位を中心とした再狭窄所見と右冠動脈については動脈硬化の進行であり、いずれの病態も動脈硬化に関連する。」との意見を述べている。

また、F医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、「一般的に、ステント再狭窄の原因の1つとして、ステント留置の機械的刺激による再狭窄の発生が挙げられるが、これは、ステント留置後6か月程度の間に出現することが多いといわれている。請求人の場合、前回の冠動脈形成術から約3年半が経過している。また、請求人に使用された薬剤溶出ステントにおいても、糖尿病患者では再狭窄率が高い。請求人の冠動脈の再狭窄及び閉塞の要因として、請求人の基礎疾患である動脈硬化の進行が関与していたものと考えられる。」との意見を述べている。

これらの医学的見解によると、本件疾病は、動脈硬化の進行による冠動脈の狭窄及び閉塞が原因であると判断される。

(3) ところで、請求人は、本件疾病発症前において、糖尿病及び高血圧症等の基礎疾患を有し、投薬等によりコントロールを行っていたことが認められるところ、上記(2)でみたとおり、本件疾病は動脈硬化の進行による冠動脈の狭窄及び閉塞が原因であると判断されることから、当審査会としても、請求人の有する基礎疾患が有力な原因となって、動脈硬化が徐々に進行し、冠動脈に狭窄や閉塞が引き起こされた結果、本件疾病が発症したものとみるのが相当であると判断する。

なお、請求人は、平成○年○月○日付けで会社を解職されており、本件疾病の発症前に、業務による過重負荷が認められないことは明らかである。

(4) 以上からすると、請求人の本件疾病は、旧傷病の治癒後約6年を経過して発症したものであるが、旧傷病とはその原因や発症経過を異にするものであり、医学的にみて旧傷病との間に相当因果関係が認められるものとは判断し得ず、労災保険制度における再発の要件を満たすものとはいえないから、監督署長がした本件処分は妥当であると認められる。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右

するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。